

**【表紙】**

|   |  |
|---|--|
| <b>【提出書類】</b>                                     | 有価証券届出書の訂正届出書  |
| <b>【提出先】</b>                                      | 関東財務局長 殿   |
| <b>【提出日】</b>                                      | 平成31年2月4日提出  |
| <b>【発行者名】</b>                                     | キャピタル アセットマネジメント株式会社   |
| <b>【代表者の役職氏名】</b>                                 | 代表取締役 杉本 年史  |
| <b>【本店の所在の場所】</b>                                 | 東京都千代田区神田錦町1丁目16番1号  |
| <b>【事務連絡者氏名】</b>                                  | 渡邊 豊彦  |
| <b>【電話番号】</b>                                     | 03-5259-7401   |
| <b>【届出の対象とした募集内国<br/>投資信託受益証券に係る<br/>ファンドの名称】</b> | C A M世界金融機関ハイブリッド・ファンド（為替ヘッジあり）<br>（3ヶ月決算型）<br>C A M世界金融機関ハイブリッド・ファンド（為替ヘッジなし）<br>（3ヶ月決算型）                             |
| <b>【届出の対象とした募集内国<br/>投資信託受益証券の金額】</b>             | 継続申込期間（平成30年11月7日から平成31年11月6日）<br>1,000億円を上限とします。<br>*なお、継続申込期間（以下「申込期間」といいます。）は、上記期<br>間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。 |
| <b>【縦覧に供する場所】</b>                                 | 該当事項はありません。  |

## 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成30年11月6日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）において、繰上償還などに伴う記載事項の一部に訂正すべき事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出いたします。

## 【訂正の内容】

原届出書の該当内容は、以下の内容に訂正いたします。下線部は訂正部分を示します。

## 第一部【証券情報】

### （7）【申込期間】

< 訂正前 >

平成30年11月7日から平成31年11月6日まで

ただし、継続申込期間中であっても、ロンドンまたはニューヨークの証券取引所または銀行の休業日の場合には、原則として、取得のお申込みの受付はできません。

（継続申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。）

< 訂正後 >

平成30年11月7日から平成31年11月6日まで

ただし、継続申込期間中であっても、ロンドンまたはニューヨークの証券取引所または銀行の休業日の場合には、原則として、取得のお申込みの受付はできません。

（継続申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。）

信託契約の解約（繰上償還）にかかる書面による決議の結果、平成31年4月23日をもって信託を終了することとなった場合には、申込期間は平成31年4月12日までとします。

## (12)【その他】

&lt;訂正前&gt;

(略)

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、一部解約金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(ご参考)

投資信託振替制度（「振替制度」と称する場合があります。）とは

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

振替制度では

- ・原則として受益証券を保有することはできません。
- ・受益証券を発行しませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。

(略)

&lt;訂正後&gt;

(略)

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、一部解約金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(ご参考)

投資信託振替制度（「振替制度」と称する場合があります。）とは

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

振替制度では

- ・原則として受益証券を保有することはできません。
- ・受益証券を発行しませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。

振替受益権について信託契約の解約（繰上償還）の予定について1. 信託終了（繰上償還）の提案の理由

当初の運用方針通り、「世界金融機関ハイブリッドマザーファンド」の受益証券を主要投資対象とし、安定的な収益の確保と中長期的な信託財産の成長を目指して、運用を行って参りました。しかしながら、このたび、受益権総口数の減少と新規の投資資金の流入が見込めないことから、当初の運用方針を維持することができず、運用の継続が極めて困難になったことから、早期に投資資金の資金回収を行なうことが受益者の利益に資するものと判断し、投資信託約款

第43条第1項に規定される「この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき」を適用し、信託終了(繰上償還)に関する書面決議の手続きをとることいたしました。

## 2. 信託終了に係る書面による決議の日程と手続き

### (1) 信託終了に係る書面による決議の日程

受益者および受益権の口数の確定日：平成31年2月1日

書面による議決権の行使の期間：平成31年2月5日から平成31年2月18日まで

書面による決議の日：平成31年2月19日

換金(解約)のお申込受付最終日：平成31年4月12日

信託終了日：平成31年4月23日

### (2) 信託終了に係る書面による決議の手続き

平成31年2月1日時点の各ファンドの受益者の皆様は、受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。

信託終了(繰上償還)の書面決議について議決権を行行使される方は、同封いたしました『議決権行使書面』に必要事項をご記入の上、平成31年2月18日(必着)までに、ご郵送ください。なお、議決権を行行使されない場合は、投資信託約款第43条第3項の規定により、当該受益者は本書面決議について賛成するものとみなされます。

本書面決議が可決(賛成した受益者の受益権の合計口数が、平成31年2月1日現在の受益権総口数の3分の2以上)となった場合は、平成31年4月23日をもって信託を終了(繰上償還)いたします。なお、償還額は、平成31年4月23日に確定いたします。

本書面決議が可決され、信託終了(繰上償還)が決定した場合でも、平成31年4月12日までの期間、取扱販売会社においては、書面決議前と同様に、通常通り換金(解約)のお申込みをお受けいたします。

各ファンドは、受益者の方が換金(解約)のお申込みを行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることによりお申込みに応じ、公正な価格により当該委託会社に対して解約代金が支払われます。

そのため、各ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第18条第2項に定める委託者指図型投資信託に該当し、本議案に反対された受益者が受託会社に対して投信法第18条第1項に定める受益権の買取請求を行なうことはできません。

(略)

## 第二部【ファンド情報】

### 第2【管理及び運営】

#### 3【資産管理等の概要】

##### (3)【信託期間】

###### < 訂正前 >

信託契約締結日から平成34年8月8日までとします。

ただし、残存口数が減少し運用が困難となった場合及び信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはその他やむを得ない事情が発生したときは、委託会社は受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

###### < 訂正後 >

信託契約締結日から平成34年8月8日までとします。

ただし、残存口数が減少し運用が困難となった場合及び信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはその他やむを得ない事情が発生したときは、委託会社は受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

信託契約の解約（繰上償還）にかかる書面による決議の結果、平成31年4月23日をもって信託を終了することとなった場合には、申込期間は平成31年4月12日までとします。